事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名 称)		管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措置
令の制定又は改					from the				
]議、関係行政税	域関の長で構成	でされる会議又は行	自議(これらに準するものを含	む。)の決定又は了解及びその)栓褌				
関の長さいでは、 関の長さ弾きないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	関成議はする計でる定に案が構会又関の他	①会議の決定又 は了解に係る案 の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	_	_	-	į.	2(1)⊕6	移管
		②会議の決定又 は了解に係る案 の検討に関する 調査研究文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	_	_	_			
		③会議の決定又 は了解に係る案 の検討に関する 行政機関協議文 書	・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答	_	_	_			
		④会議に検討との た場合の を提出で を構造の を構造の を構造の を構造の を構造の を構造し を構造し を構造し を は し の し と の し と る 、 の は し 、 の し る き 、 を 、 の と る 、 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の	・配付資料 ・議事概要・議事録		関係行政機関の長で構成され る会議 (これに準ずるものを 含む。) の決定又は了解及び その経緯	係閣僚会議 及び 金融市場 の安定に向けた政府・日本銀 行を 受会合 関係文書(○年 度) 政府与党政策継談会(○年			
		⑤会議の決定又 は了解の内容が 記録された文書	・決定・了解文書	_	_	度) —			
数の行政機関に	よる申合せ又	は他の行政機関	苦しくは地方公共団体に対して	示す基準の設定及びその経緯					
複数の行政機関による申合 では及びその経 の を の の の の の の の の の の の の の の の の の	機関による 申合せに関 する立案の	①申合せに係る 案の立案基礎文 書	・基本方針 ・基本計画	_	_	-	10年	2 (1) ① 8	移*
	検討及び他 の行政機関 への協議そ の他の重要 な経緯	②申合せに係る	・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業	_	_	_			
	/ よル土/平	案の検討に関す る調査研究文書	の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング						
		③申合せに係る 案の検討に関す る行政機関協議 文書	・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答	_	_				
		④他の行送に をのため、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料	複数の行政機関による申合せ 及びその経緯	複数の行政機関による申合せ に関する立案の検討及び他の 行政機関への協議その他の重 要な経緯				
		た文書 ⑤申合せの内容 が記録された文 書	・申合せ	_	_				
- 人又は法人の権 員の人事に関す		長及びその経緯							_
の他の事項			T						
告通を対しています。	他の規則 (告示に準	①立案の検討に 関する審議会等 文書	開催経緯・諮問・議事概要・議事録・配付資料・中間報告、最終容申、中間報告、最終報告、 建議、提言	_	_	_	10年	2 (1) ①14(1)	廃
	(1の項から13の項ま でに掲げる ものを除	②立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	_	_	_			
	<。)	③意見公募手続文書	・告示案、規則案・意見公募要領・提出意見・提出意見を考慮した結果 及びその理由	_	_	_			
		④制定又は改廃 のための決裁文 書 ⑤官報公示に関	・告示案、規則案 ・官報の写し	_	_	_			
	(2)訓令、通 達及びその 他の規則の	① 古報公がに関する文書 ① 立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア	_	_	_	10年	2 (1) ①14(2)	(但) につい 移
	立案の検討 その他の重 要な経緯	②制定又は改廃のための決裁文書	リング・訓令案・通達案、規則案	文書管理	標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準			・令び規又た
	(1の項か ら13の項ま でに掲げる よのを除	ョ ③官報公示に関 する文書	・官報の写し	_	_	_			, XI

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	共 14 1列	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名 称)	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	措置
4 国会及び審議会等における 審議等に関する事項	(1の項か	国会審議文書	議員への説明・趣旨説明・包含・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		国会及び審議会等における審 議等に関する事項	国会審議文書(○年度)	10年		廃 (但しいては 移性関する とれては 移性関する とれては も 前頭の ごとれて は に作想を開め ・ 会成と問 答)
	(2)審議会等 (1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	・開催経維 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 ・中間報告、最終報告、 建議、提言	_	_	I		2 (1) ①21(2)	発しいでは、 多様の人の を表しては、 の他の機合を会合関もの、 の他の機合を会合している。 の他の機合を会合している。 の他の機合を会合している。 の他の機合を会合している。 の他の機合を会合している。 の他の機合を会合している。 の他の機合を会合している。

- 備考 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- ・ 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないもの をいう。
- 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について(管理規則第7条第9項)

第7条 (略)

- 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。

- (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 (3) 出版物や公表物を編集した文書 (4) 内閣官房の所筆事務に関する事実関係の間合せへの応答 (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
- (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(平成28年9月1日総括文書管理者決定)に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。